平成２８年（フ）第４３号
埼玉県大里郡寄居町大字富田2030番地14
債務者　小林　秀樹
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第３３号
埼玉県鶴ヶ島市大字下新田15番地１　トウノハイツ103号
債務者　五十嵐雅治
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第５２号
埼玉県川越市大字南大塚1873番地３　（滝沢コーポ202号室）
債務者　田村　和代
1　決定年月日時　平成28年２月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１０６号
愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字北山158番地23　パステリオ和合303号
債務者　川端　一史
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６号
岡山県倉敷市有城722番地　有城宿舎２号棟205号室
債務者　臼井木綿子（旧姓渡嘉敷）
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１４号
岡山県倉敷市大島396番地１　戸板住宅１号室
債務者　阿部　哲成
1　決定年月日時　平成28年３月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第４７号
札幌市南区簾舞２条４丁目５番20号
債務者　渡貫絵未花（申立時の姓加藤）
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１７号
札幌市豊平区月寒東３条17丁目７番11号
債務者　吉田　佳代
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２５号
札幌市北区新琴似７条13丁目３番14号　オーシャンビル新琴似305号
債務者　成田　夏栄
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２００号
札幌市北区西茨戸４条２丁目６番14号
債務者　高松　洋子
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１３号
札幌市中央区南16条西７丁目２番７－303号
債務者　佐藤　里絵
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２１号
札幌市豊平区美園３条２丁目１番11－305号
債務者　横山　由佳
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２２４号
札幌市厚別区厚別中央３条４丁目18番20－406号
債務者　長谷川綾子
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２３２号
札幌市東区北47条東10丁目１番25－202号
債務者　直野　玲菜（旧姓葛西）
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２４５号
札幌市白石区菊水７条１丁目３番23号
債務者　河野　修久
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２４８号
札幌市東区北39条東１丁目３番25－403号
債務者　佐藤真奈美
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１号
釧路市愛国東３丁目10番26号　一刻館206号室
債務者　的場　理未
1　決定年月日時　平成28年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
釧路地方裁判所